

令和5年8月9日

山梨県最低賃金の推移

山梨県最低賃金・特定最低賃金の推移（平成25年以降）

年	山梨県最低賃金		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		自動車・同附属品製造業	
	時間額 (円)	効力発生日	時間額 (円)	効力発生日	時間額 (円)	効力発生日
平成25年	706	H25.10.18	806	H25.12.26	815	H25.12.21
平成26年	721	H26.10.1	819	H26.12.26	828	H26.12.26
平成27年	737	H27.10.1	834	H27.12.18	843	H27.12.25
平成28年	759	H28.10.1	851	H28.12.18	857	H28.12.24
平成29年	784	H29.10.14	869	H29.12.27	875	H29.12.15
平成30年	810	H30.10.3	890	H30.12.15	896	H31.1.3
令和元年	837	R1.10.1	913	R2.1.12	918	R1.12.12
令和2年	838	R2.10.9	914	R3.1.14	919	R3.1.14
令和3年	866	R3.10.1	934	R3.12.15	938	R3.12.11
令和4年	898	R4.10.20	959	R4.12.30	961	R4.12.25

上記表の出典：厚生労働省山梨労働局ホームページから

なお、令和5年10月1日から40円上がり、938円となる見通し。